

## 平成 26 年度 第 2 回 地域福祉計画地区推進会議

### 【3 圏域合同】（議事概要）

- 日 時 平成 26 年 11 月 11 日（火）18：00～19：50
- 場 所 市川市役所 3 階 第 4 委員会室
- 出席者
  - 各地区委員 : 30 名（北部：8 名、中部：12 名、南部：10 名）
  - 社会福祉協議会 : 16 名
  - コミュニティワーカー : 3 名
  - 危機管理課 : 2 名
  - 地域防災課 : 1 名
  - 高齢者支援課 : 3 名
  - 地域振興課 : 2 名
  - 地域福祉支援課 : 6 名

#### ■ 配布資料

《 会議資料（机上配布） 》

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 災害時要援護者 名簿取り交わし状況
- ・ 資料 2 自治（町）会の総合支援
- ・ 資料 3 自治（町）会の活動
- ・ 資料 4 自治会連合協議会図
- ・ 参考資料 「大災害に備えて」
- ・ 参考資料 自治（町）会パンフレット
- ・ 参考 地区推進会議委員名簿
- ・

#### ■ 協議内容

- 開会宣言
- 課長挨拶（地区推進会議の位置づけ、重点サポート項目の説明）
- 職員紹介
- 事務連絡・資料の確認

#### ■ 次第 1 災害時要援護者名簿登録制度運用事業の推進について

##### 高齢者支援課

《資料説明 資料 1 災害時要援護者 名簿取り交わし状況》

- 災害時要援護者名簿登録制度について

- 災害時要援護者名簿登録制度の進捗状況について
- 進捗状況からの課題
- 今後の対応について

市川第一地区 平野委員

この制度を導入してから7年程度経過したが、未だ55%程度の進捗に留まっているのは、大きな理由があるように思われる。

自分の所属する根本自治会を例に挙げると、自主防災組織をどのように組織するかを役員で検討を重ねてきた。その際に、いわゆる市に登録している方々を、地域の自主防災組織で支援ができるのかが疑問に感じられた。当時、600世帯以上の地域に19名程度が登録していたが、行政が示しているやり方で災害時の弱者の支援をするということについては、問題ではないかという話になった。その結果、自主防災組織を1年半かけて作り上げたが、地域を包含した形の自主防災組織を作る場合に、この要援護者の支援は、本当に小さな部分でしかない。というのは、昼間と夜間といった視点で考えると、昼間は子どもたちは学校、親は仕事などで、自宅に独りになる高齢者は非常に多い。そういった方々は、市への登録はしていない。しかし、実際に昼間に災害が発生した場合に、特にこのような方々を支援しなければならないという視点が、現在の制度のなかでは欠けている。

それに対応するため根本自治会では、「絆カード」というものを作成し、家族構成などの情報を記入してもらい、それで支援が必要かどうかを判断するという方法を考えた。そうしたところ、一軒家に住んでいる世帯からは7割強の提出があったが、マンション・アパートに住んでいる世帯からは提出が低い状態であった。それでも、地域全体としては6割程度の提出となった。

具体的なシステムとしては、「絆カード」を提出した世帯には、黄色いシールを配布し、玄関や郵便受けに貼っていただく。同時に赤と白のシールも配布しておき、災害時において、「赤」は支援が必要な状態、「白」は問題ない状態、災害時にシールを貼れる様な状態ではない場合は「黄」のままであることから、「赤」と「黄」の方々が支援を要すると判断するものである。自治会としては、40組で構成されているが、役員10人が4,5の組を取りまとめ、その組長と自治会の役員であるブロック長が災害時の対応にあたることとした。組長は毎年交代するので、5月には組長会を開催し、支援体制などの説明をしている。

現行の災害時要援護者支援は、制度設計そのものに欠陥があるのではないかと考えている。それに対応するには、危機管理課のほうで、自治会が中心になって取り組めるような方法、例えば、モデルケースのような方法もお示しいただくよう、再度検討していただければと考える。このままでは、10年経っても6,7割程度に留まるのではないかと。少なくとも、自分たちの根本自治会は、自主防災組織で対応していく。そのため、名簿登録者の支援をどうするかということで、担当課である高齢者支援課に訪問し、名簿の提供を求めたが断られてしまった。様々な議論を重ねたが、名簿登録者に対して根本自治会の災害時の支援の取り組みを電話で紹介していただいたところ、要支援者より「絆カード」の登録が4名増えた。根本自治会としては、これをもって、災害時の要援護者支援体制は整ったものと考えている。幸いにして、今のところ大震災が発生していないので、このシステムが稼働するという事にはなっていない。

再度、申し上げるが、現行の制度をそのまま進めたところで問題の解決は困難であ

る。危機管理課で、新たな方法を検討することが必要ではないか。

#### 事務局

根本自治会の取り組みを紹介いただいた。昼間、独りになる高齢者もいるということから、「絆カード」を作成し、シールの色で支援が必要かどうか判断するというシステムである。このような独自のシステムを考えるなど、自治（町）会としても工夫されているところである。

#### 高齢者支援課

制度導入から6,7年が経過しており、ご指摘のとおりである。

現在、支援プランの見直しについて、危機管理課と協議を重ねており、一体的に取り組んでいきたい。

また、「絆カード」という独自のシステムを作って、先進的な取り組みを紹介いただいたが、名簿の提供の相談をうかがったとのことであるが、それに際しては覚書を取り交わす必要があるとの説明をしたと思われる。このような取り組みについては、非常に感謝している。

今後、危機管理課だけでなく、庁内で連携を取って取り組んでいきたい。

#### 事務局

平野委員からのご指摘の中で、現行のシステムではなく、改めて見直しが必要ではとのご意見もあった。

#### 危機管理課 大里課長

平野委員からは、災害時の支援について様々なアイデアを提案いただいております、非常に助かっている。

今回の要支援者の取り組みについては、先ほど高齢者支援課からもあったとおり、支援プランの作成の協議を重ねているところであり、ご理解いただきたい。

#### 市川第一地区 平野委員

具体的にこのような計画で進めているということがあればお示しいただきたい。

#### 危機管理課 大里課長

具体的にとのご指摘であるが、様々な災害が頻発している。以前までの災害とは異なり、ご存知のとおり、台風の大型化や集中豪雨、土砂災害などの発生があるが、異常気象が影響しているとも思われる。このような状況の中で、市域の北部と南部で考えると、地形が異なることから災害の種別も異なってくる。このようなことを考えた中で、国としても災害対策基本法を見直し、災害の種別ごとに避難所や避難場所を指定しなすこと、そのうえで地域の方々に周知することということとされた。そのような取り組みを進めているが、地域性に応じた要支援者の対応について、具体的に掘り下げていく予定である。

#### 市川第一地区 平野委員

すでに制度導入から7年になるため、至急対応願いたい。

真間地区 石崎委員

いつまでに大まかな形ができるのか。また、制度導入後 6,7 年経過しているが、当初の登録者数からどれくらいの増減があったのか。

高齢者支援課

現在、協議をしているところであるが、年度内を目途に取り組んでいきたい。また、登録者数の増減については、転出や施設入所等に伴う減や、新たな登録ということもあり、若干の増減は常時あるが、当初は 5000 人程度だった。

真間地区 石崎委員

今後、資料にあるような障害手帳の所持者や介護認定を受けている対象者に対して、改めて制度について PR していくということは、取り組んできたのか。

高齢者支援課

当初、対象者に対して制度導入の周知を図り、登録を促進した。その後は、民生委員を通して、登録を要すると思われる対象者に対して、登録を促していただくなど依頼している。

真間地区 石崎委員

民生委員が把握している要支援者は、この数値に含まれるのか。

高齢者支援課

民生委員にもこの名簿は配付しているが、民生委員が独自に支援を要すると判断されている対象者が全て名簿に記載されているかということそうではない。あくまで、本人からの登録申請があったものが、4,602 人という数値となっている。

菅野・須和田地区 松藤委員

自分の所属する自治会では、当初の登録者名簿から、転出された方や亡くなった方などを抹消するという手続きが続いているので、対象者は減少している状態である。これまでこの制度を導入したものの、課題が多いため廃止したいのかと思っていた。というのは、新たに登録を増やしていきたい、覚書を取り交わしていただきたいといったような働きかけがなかったと感じている。今後、取り交わし自治会を増やす、登録者数も増やすということであれば、例えば、地区の自治会連合協議会などの会合、会長会などで、この制度を促進していること、覚書を取り交わしていない自治会については取り交わす必要があるといったことを訴えていただきたい。

同じ地区の中でも、負担感から覚書を取り交わしていない自治会があると、他の自治会にもその程度のものと認識されてしまう。また、そのうえ、何の働きかけもなく、登録の抹消手続きの連絡が続くと、やはり制度として無くしていく方向なのかと感じていた。

高齢者支援課

現在、支援プランを見直している。例えば、登録者の範囲について、市川市の場合

は、軽度の方も含めて、障害者手帳保持者や介護保険の認定を受けている方々を全て含めている。この範囲についても、運用しやすい制度を目指して見直していきたい。それを進めるうえで、自治会・町会の皆様にも説明して、協力をお願いしていきたい。

#### 信篤二俣地区 原木委員

自分が所属する自治会では、1820世帯で60名程度の要援護者の登録があり、全員に対して支援者がついていますが、支援者の高齢化と人手不足が課題であり、民生委員や近隣住民に依頼しているが、厳しい状況である。一つ提案であるが、市内在住の市の職員の方々に支援していただくことはできないか。地域の防災拠点の場合には、市の職員も地域と協働して取り組んでいる。そのような形での協力体制ができればありがたい。もう一点として、これまでコミュニケーションが取れていたように思われるが、最近、情報があまり来ない。以前は、2,3ヶ月に一度程度、転居や死亡、あるいは新規の登録といった情報が定期的に提供されていたが、それが来なくなっている。登録情報の異動等がないのであれば構わないが、そうでないということになるとコミュニケーションが非常に不足しているように思われる。

#### 危機管理課 大里課長

ご指摘の点について、現在、市では小学校区防災拠点の体制を整備しており、自治会・町会の方々にはご協力いただいている。原木委員にご紹介いただいたとおり、各小学校には、初動配備の職員が10から20名程度ついている。非常に分かりにくいかもしれないが、これはあくまでも地震の場合を前提としている。地震の場合は、小学校を拠点としているが、こちらで非常に悩ましく感じているのが、このところ立て続けに発生する水害については、この限りではないということである。なぜかというところ、各小学校を拠点としているが、学校によっては周囲が水没する箇所が見受けられる。このような状況で、小学校区防災拠点をそのまま当てはめることができるのかという疑問がある。このような背景もあり、小学校区防災拠点に配備する初動職員については、地震の場合の想定としており、例えば、台風の場合など、職員は現地水防班といって、市内を6分割してそれぞれ水防活動を行っている。したがって、拠点に出向くことはできない状況である。これを見直す必要があるということで、検討に入っている。先ほどご指摘いただいたとおり、地震の際は要援護者の支援に対応するため職員を配備しているところである。

#### 高齢者支援課

ご指摘いただいているコミュニケーションについて、名簿の更新は年に1度は必ず行っている。また、登録情報の異動があった場合は、3ヶ月に一度を目途に情報提供しているところである。最近、特に情報提供がないということは、そのような異動がないものと考えられる。

#### 信篤二俣地区 原木委員

市の職員の方々もそのような支援について、前向きに検討いただければと思うが。

#### 危機管理課 大里課長

非常に苦慮しているところであるが、地震の場合ということで、職員のうち市内居

住者は約半数であり、これらの職員は初動配備についている。それで、各小学校の防災拠点に向かうこととなっており、ここを拠点として要援護者の支援も含めて行うが、被災生活支援本部（災害対策本部）が立ち上がることとなった場合、要支援者については、そちらのほうで対応することとなる。当然ながら、小学校区でいる要支援者について把握をし、的確に伝えて救助につなげることを考えているが、職員数が増えるというわけではないので、その中でどうしていくのかという点が課題と感じている。当然、協力は行っていきたい。

#### 国分地区 人見委員

資料において、要援護者数が 25,486 人でそのうち登録者数が 4,602 人とあり、行政としては 25,000 人という要援護者を把握しているようであるが、そのような対象者に対してどのように対応しているのか。例えば、登録者数を増やすのか、働きかけをしても本人が登録をしないのか、そういった点が不明である。

#### 高齢者支援課

現状でいうと、対象者の範囲が要支援 1 から要介護 5 までとかなり差がある。また、この制度は避難行動に支援を要する方を対象としているが、受け皿となっていた自衛隊（町）会の方々が登録者の方に会ったところ、自分たちよりお元気な方もいるといった話を聞くこともあることなどから、この要援護者の要件を精査していきたい。国においては、例示として、要介護度 3 以上といったものを示しているものの、実際のところ要介護 1 であっても支援を要する場合もあるなど、支援を要する方については登録を進めていきたい。

#### 国分地区 人見委員

要件を満たす対象者本人に働きかけているのか。

#### 高齢者支援課

直接、市からは働きかけてはいない。現在お示ししているのは、要件により抽出した数値としている。

#### 国分地区 人見委員

ということであれば、要援護者 25,000 人のうち登録者数は 18.1% と非常に少ないというのは当然である。登録者数を増やすような働きかけをしていないのであれば、また、この登録制度自体を知らない方もいるかもしれない。そのようなところをどのように働きかけ、説得していくのか、そこまでやらなくてよいのか。行政としては、どういうところを目指しているのか。

#### 高齢者支援課

支援を要する方には登録していただきたいと考えており、周知を図っていきたい。登録者を増やすことも重要であるが、神戸市や千葉市などは登録申請ではなく、市川市で言うところの 25,000 人の要援護者を全て名簿に登録し、それを拒否する方は申し出るという方法を採用している。神戸市などは、震災の経験から地域の理解もあり、支援者も多くいることから制度としてうまくいっているという話を聞く。ただ、千葉

市においては、今年の4月に条例化して同様に取り組んでいるが、実際のところ、登録者は非常に多いが、支援者が不足しているとのことである。市川市としては、両方平行して、自治会・町会に対しては覚書の取り交わしを進め、要援護者に対しては登録を進められるよう検討して取り組んでいきたい。

#### 八幡地区 鶴田委員

これまでの質疑に対する回答を受けて、制度導入当初から感じているが、遅々として進んでいないという印象がある。実際に、具体的な例を示していかないと進まない。

水害の場合など、地域ではどれくらいの雨量で道路が冠水するといったことは認識されている。では、行政としては、有事の際にどれくらいの職員が支援に回ってくるのかといったときに、明確な回答ができないというのが現状ではないか。

また、個人情報保護について、有事の際の取り扱いを思い切った形で、見直すべきではないか。

#### 市川第一地区 平野委員

平成20年10月に担当課からこの制度の説明を受けた際、制度が条例に基づくものかと確認したところ、総務省から示されたことにより地域において取り組むこととの説明があった。再度、条例化された制度ではないのか確認したところ、そうではないとのことであった。本気で取り組むのであれば、条例化したうえで、個人情報の取扱をより容易にした形にしないと、弱者救済の制度にはならない。現在、要援護者のうち18.1%しか対象としていない制度では、実効性は求められないのではないか。

#### 高齢者支援課

ご指摘の個人情報の取り扱い及び条例化について、災害時においては個人情報の保護より支援が優先されるため情報を開示することとなっているが、この制度自体は平常時に個人情報を提供するということである。条例化という点については、千葉市においては条例化している。現在、市川市においては、手挙げ方式という登録申請の方法を採っていることから、支援プランの検討と併せて時間をかけて検討していきたい。

#### 行徳地区 阿部委員

制度導入の際のやり方自体がおかしかった。当初、覚書を取り交わしたら、要援護者を絶対に助けるべきという説明があった。まずは、自分と家族の安全を確保してから、手が空いているならば要援護者の支援に向かうべきであるにもかかわらず、そのような説明であったため、覚書の取り交わしが進まなかったものと思われる。各自治会・町会に出向いて、改めて、まずは自分達の安全を確保してからだと説明をしていかないと進まない。

実際に、出前で説明会を開催した自治会・町会はどれくらいなのか。また、自治(町)会長についても、2年ごとで交代することもある。前任の会長が説明を受けていない場合、当然、後任の会長にも説明をしていかないと進まない。

行政から要援護者の登録を働きかけないのかという話もあったが、自分のところは逆に毎年70歳以上の名簿を元に、支援が必要と思われる対象者を個別に確認し、訪問して市への登録を促している。10軒程度訪問して、3軒が登録につながり、残りの7軒は家族と同居しているといった理由で、登録は辞退された。自治会としてもその

ような努力をしている。このように行政がやらないことなども取り組んでいるが、活動していて感じるのが、市がどうしていきたいのか目に見えてこないということである。職員たちがどのような感覚で取り組んでいるのか。先ほどの説明では、災害時は10名～20名の職員が初動配備されるとのことであったが、まず不可能である。土日や夜間など、どれだけの職員が出動できるのか。市内在住の職員も限られており、各学校に10人でも参集するかというと現実的ではない。このような考えでは甘い。平常時は可能かもしれないが、有事の際は同じように考えられない。自分達の自治会で全部やっていかないとならないので、我々がやりやすい方法で検討していただきたい。この制度を創設するとき、自治（町）会や自治連などに相談があったのかも確認したが、相談も何もないなかで、突然、行政から制度開始を告げられたので、面食らっているというのが現状である。だから、なかなか進まないのである。そういった点について、このように地域の住民も集まる機会もあるので、このようなやり方はどうかといった提案や相談などして進めていった方が早い。そのようなやり方であれば、後任の自治会長にも申し送りができるが、今のやり方では話が継続していかない。市は災害時に各職員がどのような行動をするのかといった訓練を実施しているのか確認したが、そのようなことは取り組んでいないとのことである。危機管理課は認識しているかもしれないが、他の職員はわからない、訓練も受けていないというのが実情である。訓練も受けていない職員が、実際の災害時に配備されてきたとしても対応できるのか。これなら、社協の職員は、災害支援を実際に行っていることから、そっちに頼んだほうが早いのではないかと思う。このようなこともあることから、役所の頭ではなく、より分かりやすく、動きやすく、誰にでも理解できるような方法を検討していただきたい。震災の際に、津波の被害が報じられた。これを受けて、危機管理課に行き、行徳地区ではどのような想定になっているのか、もう少し高さを引き上げた対策が検討できないか相談したが、千葉県内の所管でありできないとの回答であった。千葉県に確認したら、国土交通省の管轄であるとのこと。千葉県は、11都県市で要請をして、津波の高さ制限をして、ホームページに掲載している。そのような提案をしても、国でも県でも交渉しない段階で、最初の窓口で断るような対応であった。やればできるのに、その場で駄目という回答をするような職員が、災害時要援護者の支援を依頼したところで、地域としてはどのように感じるか。地域の心には届かない。心に届かなくては、人は動かない。それをもう少し認識して検討していただきたい。

#### 高齢者支援課

制度導入時に事前説明もなく、また、現在の制度についても制度の周知が図られていないといったご指摘である。今回、見直していくにあたって、ご指摘を踏まえて検討を進めていきたい。今後とも、ご意見をいただければと思う。

#### 曾谷地区 箕輪委員

要援護者と支援者との関係性を考えたとき、自治会の例としては、近隣住民を要援護者と支援者を設定することで、災害時の迅速な支援ができると考えていた。しかし、そのような関係が必ずしも簡単にできるものでもない。というのは、片方が了承しても、相手方が同様に了承しないようなこともある。つまり、あまりにもお互いが個人的なことを知りすぎているような状況であるので、拒否されるような場合もある。そうすると支援者側を比較的距離を空けたところで考えないとならず、単一の自治（町）

会の区域だけでなく、隣接する自治（町）会との関係にも及んでいくことになる。したがって、単一自治（町）会の区域に留まらず、自治（町）会の区域をまたぐようなシステムを検討いただきたい。

#### 事務局

今後見直しを進めるうえで、いただいたご意見を踏まえていくよう検討していきたい。また、その進捗について、皆様に報告する機会を設けていきたい。

#### 南行徳地区 程塚委員

ハイタウン塩浜においては、震災時において液状化と断水の被害があった。現在、市では小学校区防災拠点を進めているが、塩浜小学校は液状化の被害がひどかった。これまでの防災訓練においても、6車線を渡った先の小学校まで避難する想定で取り組んできたが、震災以後は学校が拠点としての機能を果たさないと考え、団地内における中央公園に集合して訓練を行っている。拠点を考える際に、市内画一的に取り組んでいるようであるが、その小学校が機能を果たすか否かの確認を行っているのか。

#### 危機管理課 大里課長

震災において、市内の被災状況としては、塩浜地区に大きな被害が生じたところである。実際にご指摘のとおり、塩浜小学校・中学校については、液状化によりかなりの段差が生じるなど、危険な状態であったものと記憶している。ハイタウン塩浜についても断水の被害があった。市川市内で最も大きな被害があった地域と認識している。そのなかで、小学校区防災拠点というのは、学区を元に考えているものであり、見直しをしている部分としては、例えば水害の場合なども検討している。拠点の構想については、地域防災課において進めているところではあるが、今の段階で他の小学校区ではなく、塩浜においてはハイタウンの中でまとまっている状態であり、今後も継続して検討していきたい。

#### 地域防災課 富島課長

拠点の関係で、塩浜地区においては4自治会合同で10月に防災訓練を予定していたが、残念ながら台風対応で中止となってしまった。拠点の活動を考えるとき、塩浜地区では4自治会が大変まとまって基盤ができているので、今後、協議を重ねていきたいと考えている。

#### 事務局

その他、ご意見等がある場合は、事務局までご連絡いただきたい。

〈危機管理課、地域防災課、高齢者支援課 退室〉

## ■次第2 自治(町)会加入促進支援について

#### 地域振興課

〈資料説明 資料2～4 自治(町)会の総合支援 他〉

- 資料2 自治（町）会の総合支援（加入促進の取り組みについて）
- 資料3 自治（町）会の活動について
- 資料4 自治会連合協議会の組織について

地域福祉計画の策定時において、自治（町）会の加入促進を盛り込んでどうかということで、当時の取り組み内容を掲載している。具体的には、市民課の窓口における転入者に向けて、開発指導課において新たな宅地開発の際に事業者等に加入促進のパンフレットを配布してきたところである。また、市民まつりや行徳まつり、自治会連合協議会と共催の各種講演会といった際にも、加入促進のパンフレットを配布し、啓発を行ってきた。

その後の取り組みとして、単一の自治（町）会の独自の活動、市との協働事業などを取りまとめて、市民だけでなく、市の職員に対しても啓発を行うように企画している。（資料3）

自治（町）会の組織について、自治会連合協議会の組織・部会の体制や、各種審議会等に委員として審査、意見、提案いただいているものを例示した。（資料4）

自治（町）会の総合支援として、今年度から3ヵ年で実施計画を策定し、これまでの取り組みに加えて、「自治会員の加入促進」「加入者へのインセンティブを広げる」「PRの強化」「活動支援」の4つの柱で展開を図っている。（資料2）

自治（町）会の課題としては、役員の高齢化、若い世代の参加呼びかけ、加入率の伸び悩みといったことが共通した課題となっているので、市としてもできる限り、継続的な活動を支援していきたい。

#### 北部地区 ボランティア協会 天野委員

自治（町）会の加入促進に取り組むに当たって、年間10世帯程度の新規加入にはなっているものの、年金生活者や外出困難の高齢者などから、回覧板を回すのが体力的に困難、あるいは生活費を切り詰めるためということで退会の申し出を受けることがある。自治会費が納められないという問題がどうにかならないか考えているが、自治会退会に伴って地域から孤立してしまうのは問題であることから、自治会費の助成や免除の制度といったことも検討している。そうなった場合、悪質なケースも出てくることも危惧され、非常に難しいと感じている。

一方で、新規の宅地開発の際に加入を促しているといった説明もあり、自治会長のところにも宅地開発の情報提供などいただき、それを受けて入居者に加入の勧誘に向くなどして、徐々に新規加入にもつながってはいる。

退会者対策について、何か検討していることがあれば。

#### 地域振興課 伊藤課長

自治（町）会の会費の補助については、困難な状況である。委託事務費ということで、1世帯47円ということで、これまで徐々に引き上げられていることから、更なる引き上げは現状では困難である。

また、自治（町）会費を払えない方については、自治会の中には、減免措置の制度を設けているところもあると聞いている。

#### 曾谷地区 箕輪委員

自治会の例を紹介したい。高齢になることにより様々な問題が生じるが、そのうち

のひとつとして会費納入の問題がある。従来から70歳を超えた単身者もしくは70歳を超える者だけの世帯については、申告により会費を免除している。それ以外に、18歳未満の母子・父子家庭についても、同様に申告により会費を免除することとしている。このように、自治会内での救済措置というか、会員の協力の下、自治会に留まっていたりするような制度を設けている。

地域振興課 伊藤課長

回覧を回すのが困難な方もいるということに関連して、自治（町）会として、そのような方にも回覧を回すことで、見守りをしていただいていると認識している。

真間地区 石崎委員

先ほどの説明を伺い、非常に画期的な取り組みであると感じている。マニュアルの作成や庁内向けの啓発、広報の特集、特に若手育成塾には大いに期待したい。支援する人材の発掘に光を当ていただき、予算を投じて活性化に取り組んでいただけるということで今後ともお願いしたい。

集合住宅の不動産業者に会費を依頼する場合、必ずパンフレットを持参することで、多少でも良い結果につながったり、新規のアパートなどにも声をかけていただくなどしており、改善されているように思われる。

菅野・須和田地区 松藤委員

お願いしたいこととして、エコボポイントの拡大に関連して、自治会が単独でイベントを企画する際、役員や実行委員が非常に苦勞をしているが何の報酬もなく活動していただいている。そのような際に、エコボポイントカードなどがもらえればと考える。

地域振興課 伊藤課長

ご指摘いただいた件について、所管課と協議していきたい。

市川第一地区 平野委員

中高生のボランティア活動について、ボランティア活動の証明がもらえないかとの相談が多い。例えば、江戸川クリーン作戦に参加した場合、エコボカードのポイントはもらえるが、学校に提出するような証明書が欲しいといった相談が最近増えているように感じている。これは、市として企画する事業においては、若い人を集めるインセンティブとして、証明書の発行も検討いただきたい。

地域振興課 伊藤課長

ご指摘の件について、以前は証明書を発行していたように記憶しているが、現在は行っていないようなので、再開できるように所管課と交渉していきたい。

宮久保・下貝塚地区 岩松委員

自治会総合支援の中で最も重要なのは「PRの強化」と考えている。自治会の活動においては、安全・安心パトロールや環境美化は、各会員の協力もあり、参加意識も高く地域で定着しつつある。ただ、地域のふれあいについては、PR材料になっている部

分で、祭事なども地域のふれあいには良い機会ではあるが、自治会主催のものだけではない。自治会加入の PR に頻出していると、それで加入促進につながるかは少々疑問がある。やはり地域のふれあい活動ということで、いろいろな場を作って、そこに参加していただき、また、そのような方々の集まりを増やしていくといったところを題材に PR を図ってはどうか。それぞれの地域でこのような方々がこのような活動をしているといったところを取り上げていただきたい。宮久保・下貝塚地区では、10月26日に「おもてなし広場」と称して、宮久保小学校の体育館でイベントを開催した。このイベントのテーマは、「健康祭り」として地域に呼びかけ、口腔ケアの歯科医の先生に来ていただいたり、転倒予防の体操なども行い、延べ150人程度の方々の参加があり、楽しんでいただいた。このように、従来取り組んできた活動だけでなく、地域のイベントとしてこのような企画もあるのだということを新たに PR に盛り込んではどうか。先日、協働促進部においても、従来の活動を見直してはどうかといった話もあり、活動内容をどのように PR していくかは、大きなテーマとして今後も取り組んでいただきたい。

地域振興課 伊藤課長

パンフレットの内容についてのご指摘であると思われる。先日、制作した DVD においては、ご指摘のような内容もなるべく取り入れるように心がけたところであり、今後ともご意見、ご提案いただければと考えている。

### ■次第3. その他

事務局

#### ○事務連絡

- ・次回会議について
- ・報償費について
- ・議事録について

19 : 50 終了